

(参考様式)

令和 年 月 日

稼働率算定に係る対象期間の取扱いについて

《特定機関》 殿

〇〇第三者管理協議会

「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針」の第6第3項の規定に基づく稼働率に係る報告に関し、『国家戦略特別区域法第16条の4に規定する「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」に係る解釈』の第三1.(6)で定める対象期間について、下記のとおり取り扱う旨お知らせいたします。

記

1 稼働率算定に係る対象期間から対象外とすることができる期間

令和〇年〇月〇日～〇月〇日の〇か月

(対象外の期間を除いた残りの対象期間 令和〇年〇月〇日～〇月〇日)

2 稼働率算定に係る対象期間から対象外とすることを認める理由

例：これまでの定期報告の内容等※により、令和〇年〇月〇日に発生した災害その他やむを得ない事由により、上記期間において外国人材による家事支援サービスの提供に影響が生じていると考えられるため。

※災害その他やむを得ない事由が発生した場合に、発生日以降の様式第2号の報告内容のうち、利用世帯数、延べ利用回数、延べ利用時間がそれぞれ前月と比較して2か月以上連続で減少し、かつ、区域内の全特定機関でも同様の傾向であるかどうかを本通知発出の目安とする。